

## 中古予備検査を受けられるお客様へ

電磁的方法により、継続検査（車検）等の申請手続きを行う場合、各種法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾等を頂いた上で行うこととなっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、当社が実施する中古予備検査の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

指定整備事業場名

----- 以下、お客様ご記入欄 -----

### 中古予備検査における確認事項及び承諾書

中古予備検査の電磁的方法による申請手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

〔中古予備検査に際し民間が発行する証明書の取扱に関する承諾〕

保安基準適合証の交付に代えて、当該証明書に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※ 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続検査（車検）等の手続き以外には使用されません。

車台番号

ご記入日 年 月 日

所有者（依頼者）の氏名（社名）